

君津共同火力(株)君津共同発電所6号機増設計画に係る 環境影響評価準備書に対する勧告について

平成21年10月9日
経済産業省
原子力安全・保安院

本日、電気事業法第46条の14第1項の規定に基づき、君津共同火力(株)君津共同発電所6号機増設計画に係る環境影響評価準備書について、君津共同火力(株)に対し、環境保全の観点から勧告を行った。

勧告内容は別紙のとおり。

(参考)当該地点の概要

1. 計画概要

- ・場 所 : 千葉県君津市君津
- ・原動力の種類 : ガスタービン及び汽力
- ・出 力 : 15万kW級

2. これまでの環境影響評価に係る手続き

環境影響評価方法書受理	平成20年 2月25日
住民等意見の概要受理	平成20年 4月17日
千葉県知事意見受理	平成20年 7月11日
経済産業大臣勧告	平成20年 8月20日
環境影響評価準備書受理	平成21年 1月15日
住民等意見の概要受理	平成21年 3月11日
千葉県知事意見受理	平成21年 7月 6日
環境大臣意見受理	平成21年10月 5日

問合せ先: 電力安全課 吉田、河合
電話03 - 3501 - 1742(直通)
03 - 3501 - 1511(代表)
4921(内線)

【君津共同火力(株)君津共同発電所6号機増設計画に対する勧告内容】

1. 温室効果ガス

本事業は、増加する副生ガスのエネルギー利用により温室効果ガスの排出を抑制するものであるが、君津共同発電所全体としては温室効果ガスの排出量が増大し、二酸化炭素排出原単位の悪化が見込まれていることから、以下の措置を講ずることにより、本発電所における最大限の取組に加えて、本発電所の二酸化炭素排出を負担する新日本製鐵株式会社（以下「新日鉄」という。）及び東京電力株式会社（以下「東京電力」という。）における対策の実施を求め、本発電所の二酸化炭素排出による影響をできる限り軽減すること。

- (1) 本発電所の発電設備について、最も発電効率が高い本事業の発電設備の利用率を高く維持するなど、既設のものを含め発電所全体の発電効率を高くする運用を図り、燃料としての重油の使用量をできる限り抑制すること等により、発電所全体として最大限の二酸化炭素排出抑制効果が得られるよう維持運用すること。
- (2) 本事業における発電設備の高効率化及び副生ガスの有効活用のほか、君津共同火力株式会社における省エネ対策を推進すること。また、本発電所の二酸化炭素排出による影響ができる限り軽減されることが重要であることから、本発電所の二酸化炭素排出を負担する新日鉄及び東京電力における省エネ対策の推進、再生可能エネルギーの導入等の対策の着実な実施を求めること。
- (3) 供用後の各発電設備の利用率、二酸化炭素排出量、二酸化炭素原単位等をフォローアップし、その結果を踏まえ必要に応じ適切な追加対策を講ずるとともに、新日鉄及び東京電力に対して協力を求めること。また、新たに2013年以降の温室効果ガス削減の枠組みが整備された場合には、これを踏まえて二酸化炭素排出削減に取り組むこと。

2. 大気汚染物質

事業実施区域周辺は、二酸化硫黄及び浮遊粒子状物質に係る環境基準、二酸化窒素に係る千葉県環境目標値、光化学オキシダントに係る環境基準が達成されていない地点があり、このような地域において行われる本事業については、以下の措置を適切に講ずることにより、窒素酸化物、ばいじん等大気汚染物質排出量をできる限り低減すること。

(1) 大気汚染物質排出量の少ない発電設備を優先稼働するとともに、排煙脱硝装置等の維持管理を徹底すること。

なお、増設する6号機設備については、国内において同機種の運転実績がないため5号機設備の大気汚染物質排出濃度管理値を基礎としていることから、運転状況をモニタリングし、必要に応じて適切な対策を講ずること。

(2) 今後より高度な大気汚染物質排出抑制技術が開発された場合には、その採用を検討するなど、必要に応じて適切な対策を講ずること。

以上について、その旨を評価書に記載すること。